

9月は『茨城県認知症を知る月間』です！

認知症を予防しよう ～ 運動と食事が重要 ～

認知症とは、脳やからだの疾患を原因として記憶や判断力などの障害が起こり、生活する上での支障が少しずつ増えていく脳の病気です。軽度の段階で早期に発見し、適切な治療やケアを行えば、症状を軽減したり、進行を遅らせたりすることができます。

- ①ウォーキングなどの有酸素運動をしましょう。
- ②読書や日記など、頭を使いましょう。
- ③野菜や青魚をよく食べましょう。



加齢と認知症による物忘れの違い ～ このような変化はありませんか ～
思いあたることがあるときは、かかりつけ医や専門医、地域包括支援センターなどに相談してみましょう。

加齢によるもの忘れ	認知症によるもの忘れ
体験の『一部』を忘れる	⇒ 体験の『全部』を忘れる
『何を食べたか』思い出せない	⇒ 『食べたこと自体』を忘れる
『約束をすっかり』忘れてしまった	⇒ 『約束したこと自体』を忘れる
目の前の『人の名前』が思い出せない	⇒ 目の前の人が『誰なのか』分からない
物を置いた場所を『しばしば』思い出せない	⇒ 置き忘れ、紛失が『頻繁』になる
『ヒントがある』と思いつける	⇒ 『ヒントがあっても』思い出せない など

◇9月中、町図書館では、認知症関連書籍を紹介しています！（9月5日～15日は休館）
【問合せ先】長寿福祉課 ☎ 029-291-8407（直通）

いばらきマリッジサポーター
結婚相談会
～結婚よろず相談・人生の宝さがし～

茨城県において『いばらきマリッジサポーター』による結婚相談会を下記のとおり開催します。
結婚を希望される本人、ご家族、どなたでもお気軽にご相談ください。

相談会当日は、当会登録者のプロフィールを閲覧することができます。ご質問、ご相談に対しマリッジサポーターがお答えします。結婚に関心のある方はどなたでもお気軽にご参加ください！！

☆日 時 10月16日(日) 午前10時～午後3時
☆会 場 茨城県総合福祉センター
ゆうゆう館 2階 会議室4
☆参加費 無料
☆主 催 マリッジサポーター県央地域活動協議会、茨城県、(一社)いばらき出会いサポートセンター
☆協 力 茨城県

※マリッジサポーターは茨城県知事より委嘱を受け、ボランティアで結婚支援を行っています。
【問合せ先】社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）

光ってる あなたのマナーと反射材
秋の全国交通安全運動

期間：9月21日(水)～30日(金)
秋の交通安全運動は、子供と高齢者の交通事故防止を基本方針に運動が展開されます。

確認しよう！運動の重点

- ①夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗中の交通事故防止
- ②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③飲酒運転の根絶
- ④横断歩行者の優先・保護

【問合せ先】
町民協働課
☎029-291-8802（直通）

9月は高齢者向け悪質商法。振り込め詐欺被害防止月間です！

毎年9月は、関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーンを実施しています。高齢者は、健康やお金、孤独などの不安を抱えているといわれています。悪質な業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、皆さんの大切な財産を狙っています。高齢者の被害を防ぐには、ご家族の方はもとより周りの方々（ご近所、民生委員、ホームヘルパーの方など）に高齢者の様子を気にかけていただくことが大切です。

茨城県消費生活センターに寄せられた相談事例

○事例1
注文した覚えのない商品が「注文を承っております。」と男性から電話があった。身に覚えがないので、「注文していない。」と言って電話を切った。家族も注文した覚えがないとのこと。今後どうしたら良いか。(80代・女性)

△アドバイス
相談者本人も同居の家族も商品が注文した覚えはないとのこと。契約をしていなければ、仮に支払い請求がきても払う必要はありません。また、今後電話がかかってきた際には、はっきりと契約していないことを告げましょう。

○事例2
知らない業者を名乗る女性から電話があり、「ご注文頂いた自然食品を

送ります。」と言われた。注文した覚えがないので、「購入していない。」と言うと「確かに注文している。注文書がある。」と押し問答になり、女性の言葉がきつい口調になってきた。最後は相手が電話を切ったが、今後商品が送られてきたら心配だ。どうしたら良いか。(70代・女性)

△アドバイス
注文していない商品を一方的に送りつけたり、断つたのに商品が届き一方的に代金を請求する悪質な『送りつけ商法』の可能性もあります。代金引換を利用してあるケースもあり、一度支払ってしまおうと取り戻すことは困難です。商品が送られてきた場合は、『受け取り拒否』をしましょう。

茨城県消費生活センターでは、9月26日(月)にカスミイオンタウン水戸南店において、街頭PR活動を実施します。また、出前講座も随時受け付けています。少しでも不安なことやおかしなと思ったら、迷わず消費生活センターに相談してください。

【相談・問合せ先】
茨城県消費生活センター
☎029(291)1690(直通)
【講座についての申込み・問合せ先】
町民協働課
☎029(291)8802(直通)

茨城県普通財産を先着順で売払います

町では、次のとおり普通財産を随時の受付による、先着順での売払いを行います。

- 1 申込み受付期間
9月12日(月)から(土・日、祝日を除く)開庁時間内
- 2 申込みをすることができない者
財政課で配布する随意契約による売却手続きの流れをご確認ください。
- 3 申込み方法
申込みに必要な書類は、財政課で配布しています。
- 4 申込先
財政課 契約・財産管理グループ

売払財産(土地)及び予定価格

物件番号	土地所在	公簿地目	公簿面積 (㎡)	予定価格 (円)
7	茨城県大字前田字東原1707-42	畑	1,609.00	15,269,000
8	茨城県大字前田字東原1707-125	宅 地	237.86	4,829,000
9	茨城県大字駒渡字宮脇461-2	宅 地	1,056.85	5,041,000

【問合せ先】財政課 ☎ 029-240-7123（直通）